

# 産業理学療法 のあらまし

木村 朗

特殊論

# 産業理学療法とは

## 産業保健分野

- 産業保健分野とは  
労働者の健康対策を行う領域
- 目的  
健康障害の予防  
健康の保持増進
- 法律  
労働安全衛生法
- 産業保健専門職の役割  
情報の提供 評価 助言などの支援

## 産業保健分野を担うメンバー

### 産業医

作業管理、作業環境管理、健康管理  
従業員50人以上で1人の産業医を選任

### 衛生管理者

事業場の衛生全般管理  
従業員50人以上で1人の衛生管理者を選任

### 産業保健師

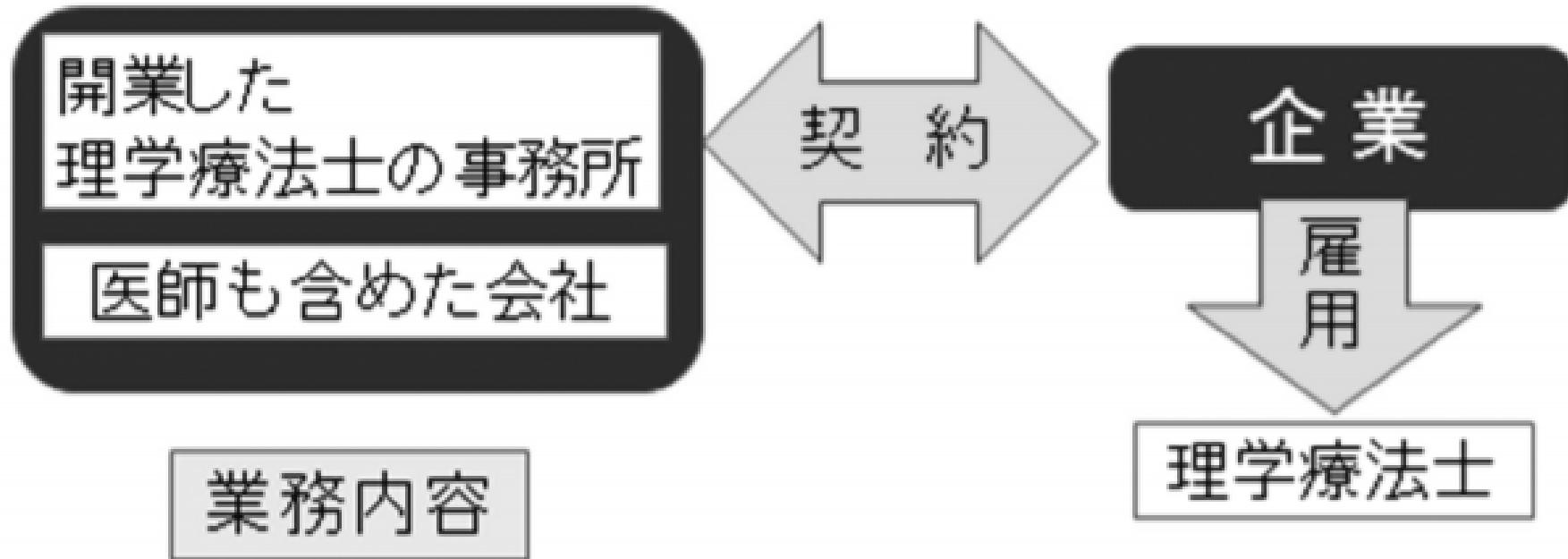
産業保健分野のコーディネーター  
生活習慣病の予防、メンタルヘルスなど

### 管理栄養士

### 健康運動指導士

ヘルスケアトレーナー  
ヘルスケアリーダー

# 海外における産業理学療法の形態



- 労働災害の予防としての運動指導
- 人間工学的な作業姿勢の評価
- 高齢の勤労者への運動機能の改善指導



# 勤労者の腰痛予防

- <https://slideplayer.com/slide/6773107/>



計測



## 作業現場の人間工学的サービス 産業理学療法サービス

作業者とワークステーションの適合性を分析および改善するための人間工学的評価、安全な作業技術の指導、ツール、機器、適応装置の評価。

人間工学に基づいた職務分析により、職務要件を文書化し、累積外傷障害の発症に伴うリスクの程度を評価します。

トレーニング資料、職場復帰のためのエルゴノミクスの職務記述書、従業員のエルゴノミクストレーニングなどを含む、エルゴノミクスプログラムおよびプロセスの開発



## 『産業保健分野の理学療法士』 誕生・定着に向けて

### I. 人材育成

#### ◇日本理学療法士協会で協議

★ 部門WG発足 『産業保健分野の理学療法士』育成ラダーと  
資格要件案の作成に取り掛かる

産業保健分野で理学療法士が必要な資格要件（案）  
= 作業管理士 + 衛生管理士 + . . .

#### ◇産業保健分野における必要な各種研修会の開催を企画

#### ◇産業保健分野への参画・人材育成についての方向性を他学会と 協議

# 『産業保健分野の理学療法士』 誕生・定着に向けて

## II. エビデンス構築

- ◆ 産業保健分野での研究/介入による成果発表
- ◆ 作業管理士 現場研修での研讀
- ◆ 一次予防領域でのモデル事業の実施体制
  - ⇒ 法律上の責任の明記
  - ⇒ 領域の拡大
  - ⇒ 高齢労働社会への貢献

## III. 広報・教育

- ◆ SNS利用のツール開発/展開
- ◆ 各種関係団体との連携を深める  
　日本産業衛生学会、日本予防医学協会など
- ◆ 卒前・卒後教育の見直し・充実
- ◆ 国家試験問題への関連領域からの出題

# 独立した PTの知識 と技術を 生かす チャンス 到来

1967（昭和40）年に制定された理学療法士・作業療法士法では理学療法の対象は身体に障害のあるものと限定されていた。時を経て、2013（平成25）年11月、厚生労働省医政局から理学療法士の名称使用について「理学療法士が、介護予防事業等において、身体に障害のない者に対して、転倒防止の指導等の診療の補助に該当しない範囲の業務を行うことがあるが、このように理学療法以外の業務を行う時、理学療法士という名称を使用することは何ら問題がないこと。また、このような診療の補助に該当しない範囲の業務を行う時は、医師の指示は不要であること」の通達は、画期的な変化といえる。予防的な理学療法を行うにあたっての国の方針、ニーズが示される今、理学療法士のかかわりによる介入効果を積み、障害を有する者だけでなく、障害を有するおそれのある者への健康管理にも寄与できる専門職として認知されることをめざすべきである<sup>4)</sup>。

## 今後可能性のあるアプローチ

### 改正高年齢者雇用安定法第9条(継続雇用制度)制定

この制度では、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の制度導入を義務付けており、企業は、勤労者が65歳までの雇用を望み、能力に問題がなければ雇用を継続する義務がある。

企業

知識や経験が欲しい

勤労者

60才以降も働きたい  
体力が心配

再雇用者の運動機能の評価と運動指導  
理学療法士が関わり 日本の労働人口を支える